## 平 成 31 年

# 第1回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 31 年 2 月 15 日

閉 会 平成 31 年 2 月 15 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町議会議場執行部の変更

## 平成31年第1回大津町議会臨時会会議録

│ 半成31年第 │	1回大津	町議会は	品時会	会は世	叮民交	泛流旅	<b>西設</b> る	っれあ	いホ	ニール	に招	集さ	れた	.。(第	; 1 ∃	)
								平	成 3	1年	2月	1 5	日(	金曜	星日)	
	1 番	三 宮	美	香	2	番	Щ	部	良	$\ddot{-}$	3	番	Щ	本音	富二	夫
	4 番	金 田	英	樹	5	番	豊	瀨	和	久	6	番	佐	藤	真	$\equiv$
出席議員	7 番	本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博	9	番	源	JII	貞	夫
山	10 番	大塚育	龍 一	郎	1	1 番	坂	本	典	光	12	2番	手	嶋	靖	隆
	13 番	永 田	和	彦	14	4 番	津	田	桂	伸	15	番	荒	木	俊	彦
	16 番	桐原	則	雄												
欠 席 議 員																
職務のため	局		長	矢	野	好	_									
出席した事務局職員	書		記	大	塚	知	里									
	町		長	家	入		勲	総兼	務部行	彩総系 政	務課主 係	幹長	伊	東	正	道
地方自治法第	副	町	長	田	中	令	児	終	:	楘		部				
121条第1 項の規定によ	総務	部	長	本	郷	邦	之	財兼	政計行	果財推	政係	長長	本	司	貴	大
り説明のため 出席した者の	住民社	福 祉 部	5 長	藤	本	聖	二	土都	市計	木画課	建築係	部長	新	開	和	則
職氏名	経済	部	長	古	庄	啓	起	教	(	育		長	吉	良智	雪 恵	美
	土 木 併任工弟	: 部 業用水道	長 課長	大	田 黒	哲	郎	教	[ ]	育	部	長	市	原	紀	幸
	総務部	る 総務 認	果長	羽	熊	幸	治	農	業委	員会	事務局	長	荒	牧	修	二
	総務部	7 財政記	果長	白	石	浩	範									
	土木部者	都市計画	課長	村	山	龍	_									
	会計管理	里者兼会	計課	坂	本	_	正									

# 会議に付した事件

		T
議案第	1号	(仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について

議 事 日 程(第1号) 平成31年2月15日(金)午前11時00分 開会 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 (仮称) 大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前11時00分 開会

開議

**○議 長(桐原則雄君)** ただいまから、平成31年第1回大津町議会臨時会を開会します。 本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定によって、4番金田英樹君、5番豊瀬和久君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

#### 日程第3 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

#### 日程第4 議案第1号 (仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結に

#### ついて

#### 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第4 議案第1号 (仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請 負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第1号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で 審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 皆さん、こんにちは。今回、臨時議会に提案いたしました契約案件は、工事請負契約案件1件であります。これは災害公営住宅の建築であり、早期の着工、また完成が望まれるものでございますので、ご議決をいただきますよう深くお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、(仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてでございますが、昨年の12月17日に条件付き一般競争入札の公告を行い、2月1日入札を実施いたしました。入札の結果、長田建設(株)・(有)上田建設建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二様と6億6千96万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) こんにちは。議案第1号、(仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についての説明をいたします。

この工事は、熊本地震で被災された方向けに新たに公営住宅の整備を行う工事で、建設工事の種類といたしましては、建築一式工事となります。

議案集の1ページ、説明資料の2ページからご覧ください。

この調達は、条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できるものの資格を明記いたしております。

まず、入札参加者の資格として、1番として、町の格付けが建築Aの者で町内に本社を有する者を 代表構成員とし、構成員2については、町の格付けが建築BまたはCの者で町内に本社を有する者、 構成員3については、町の格付けが建築Cの者で町内に本社を有する者とする2者もしくは3社の共同企業体であること。また、2番目といたしまして、代表構成員は、平成20年度以降元請けとして日本国内において完成したRC造り、鉄筋コンクリート造りの建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること等を参加資格の要件といたしております。

また、配置予定技術者の資格として、1つ目として、平成20年度以降、日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工経験を有すること。2つ目として、建築一式工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。3つ目として、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること等を参加資格の要件とし、平成30年12月17日に公告を行いました。

説明資料の1ページをご覧ください。

2月1日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、 長田建設(株)・(有)上田建設工事共同企業体様が6億6千96万円で落札となりました。

なお、工事の内容につきましては土木部長から説明させていただきます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** おはようございます。議案第1号の工事内容についてご説明いたします。説明資料の3ページをご覧ください。

敷地は、敷地は、町民グラウンド北側の大津町大字大津2004-3で、面積が2,703.86平 米です。

説明資料の4ページをご覧ください。

建物の構造は、鉄筋コンクリート造3階建て住戸1棟、木造平屋建て集会所1棟、戸数は27戸、面積は、建築面積839.45平米、延べ床面積1,870.52平米、住宅の種類は1LDK50.64平米が6戸、2LDK60.14平米が15戸、3LDK69.63平米が6戸、集会所が69.17平米です。工種は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事です。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

**〇15番(荒木俊彦君)** 質疑を行います。

1点は、駐車スペースの問題ですが、このスペースだと多分1戸当たり1台ではなかろうかと思う んですが、現代では、1戸当たり1台ではとても足りないのではないか。何か工夫、考え、対応策は 考えていないのかということが1点です。

それから、2点目は、南側の道路の件です。この辺は町民グラウンドのもともと駐車場でしたので、 歩行者も結構多いわけですけど、せっかく公有地にこうやって工事をするわけですから、この南側の ほうに歩道を設けるのが合理的ではなかろうかということが2点目です。 それから、もう1点は、集会所が予定されておりますが、この辺は後迫区になるんですかね、多分、 近所には地元の集会所はないかと思いますけど、この集会所というのは団地専用なのかどうかお尋ね をしたいと思います。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** ご説明いたします。まず、駐車場のスペースで1戸 当たり1台では不足ではないかというご質問にお答えいたします。

ほかにつくっております災害公営住宅、並びに既存の町営住宅につきましても、駐車場については 1戸当たり1台というようなことでつくっております。敷地につきましても、今、建物をぎりぎり いっぱい建てれるというようなところで1台しか取れないという現状で、1台しか確保は今できてお りません。

2番目に、歩道をということでございますが、今までここ住宅建築予定地が駐車場ということで、 多くの方が駐車されておりましたが、これからは南側のグラウンドの中に駐車場をつくりますので、 割と車の出入りも少なくなるのではないかというふうに考えております。

また、車の利用状況が道路に多くて、必要であるということであれば、またその時点で考える必要があるかというふうに思います。

それから、3点目です。集会所につきましては、以前、全協のほうでもお話を申し上げましたように、災害公営住宅のみではなく、北側に今開発分譲が進んでおりますので、その方々にもご利用していただくというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 敷地が限られているのは一目瞭然でありますが、駐車場はその何ですかね、 1戸に1台ではもう絶対足りないというのはわかりきったことだと、例えば、あけぼの団地が以前つ くられたときは、1戸に1台でもまあ何とかということだったんでしょうけど、1戸に1台しかもう 補助が出ないと、対象外ということなのか。例えば、用地を買い足して駐車スペースを確保するとか いうことはもう全く不可能なのかなというのをちょっと疑問に思いますので、お尋ねをしたいと思い ます。

それから、歩道の件です。せっかく建物建てれば多分道路との境にフェンスとか何とか南側ですからね、つくられるんでしょうから、それをまた壊して歩道をつくるとなると二重投資になってしまうと思いますので、ちょっと工夫をすれば一緒に歩道スペースも確保できるんではなかろうかと思いますので、もう一度お答え願いたいと思います。

それから、集会所は、この辺は緑ヶ丘とか、小さい、小さいといっても結構ありますけど、いわゆる後迫区の集会所は下のほうにありますけど、この新興団地とのこう何ていうかな、合意の形成のもと、地域の集会所ですよということで了解をとって今回計画をしたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

**○議 長(桐原則雄君**) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

**〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** ご説明いたします。

駐車場につきまして国庫補助対象となるのは、1戸につき1台ということになっております。

それから、集会所につきましては、地元区長さんのほうにお話をして近隣の方もお使い願うという ことで区長さんのほうにはお話をしております。

それから、歩道につきましては、先ほど申しましたように、車の量もだいぶ減ってくるというふうに考えておりますので、多ければまた考えなくてはならないかなというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** せっかく作るんであれば、本来駐車場はですね、やっぱ1台では足りないということ、補助との関係でやむを得ないということだと理解しました。

それから、歩道については、必要であればということでありますけど、これはですね、美咲野の大きな団地も控えてて、この左手には町民グラウンドがあると、散歩をなさったり、あるいはグラウンドに歩いて来られる方、私は非常に人通りは多い、車の量が少ないと言いましても、この近辺は最近アパートも建ったり、多分宅地開発がこれからどんどん進んでいくと思われます。そういう意味で二重投資にならないようにですね、可能な限りですね、例えば、フェンスを引っ込めておいて、あとで歩道をつくるとか、そういう工夫もできるかと思いますので、そういう想定も必要ではないですかということで、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、集会所ですが、地元の区長さんとは了解をとっているということですけど、集会所は団地ができて、これは団地の集会所ということになりかねないと思うんですよね。そこは地域の集会所ということをきちんとしとかないと、あとのもめ事になるんではなかろうかと、せっかくの集会所ですから、そこはきちんと了解、周知を図るべきではないかと思いますけど、再度お尋ねしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 3つの再質疑ですけども、荒木議員言われますように、フェンスをして、次の南側の空き地については、今後の歩道なり何なりに検討させていただければなというふうに思います。補助金は1台分ということでございますけども、東側のほうに仮設住宅が、今使っておる町営地がありますので、そこをどうにか駐車場に再活用できればなと、将来そういうふうに考えております。また、もう一つは、集会所関係等については、団地で今集会所つくっておりますけども、将来的には、あの地域の全体の地域でみてもらうような運営をしていただけるような方向に、今ちょっといろいろと区の分離関係の問題、今検討させていただいておりますので、その辺の全体的な中で、その後追区全体の中で、検討する中でそのような課題事項も出てまいりますので、しっかりと住民の皆さんに説明責任をしっかりやりながらお願いができればなというような考え方で進めればなというような思いをしております。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

三宮美香さん。

**〇1番(三宮美香さん)** 質問させていただきます。

先ほどの駐車場関係のときの答えの中に、町民グラウンドの中に、南側のほうにパーキングをつくるような説明だったと思ったんですが、もう一度そこを確認させてください。まず。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- ○土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) ご説明いたします。

今現在、町民グラウンドの東南のほうで、以前はよくゲートボールをされていたスペースがありますけれども、あちらのほうの東南のほうに駐車場を今整備を考えているところでございます。終わっております。失礼しました。

以上でございます。

はい、町民グラウンドの利用者向けにそちらを利用していただくということで整備が終わっております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 先ほどの答えの中には、その駐車場が1台ずつだと足りないという答えに、整備をする町民グラウンドのパーキングのほうも使えるというような何か説明だったと思うんですけど、そういうふうにしてこの住宅の方やここに来た方々が、結局整備した町民グラウンドのパーキングを使うような形になるということ。そういうふうに認識をされているということですよね。そうすると、いろんな催しがあったときに、結局ここをそのために町民グラウンドを使うために来た人たちが止められなくなる可能性が出てくるということではないかと思うんですけど、そういうこともその整備する上でここを使っている方々には説明をされているのかどうかも確認させてください。
- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 町民グラウンドに整備をしております駐車場につきましては、今建設予定しております駐車場ができなくなるための代替えということで、町民グラウンドを利用される方の駐車場ということで整備を行っております。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午前11時23分 休憩

Δ

午前11時25分 再開

〇議 長(桐原則雄君) 再開します。

総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) すみません、ご説明申し上げます。

町営グラウンドのすぐ今東側の、今、仮設の住宅が建っているスペースでございますけども、町長のほうからですね、今、仮設が建っている部分もですね、いわゆるその不足する災害公営住宅の駐車場ということも検討したいということでご答弁ございましたので、いわゆるグラウンドの利用状況で大きなイベントしたときにはですね、結構あそこの駐車場まで使う場合もございますんで、教育委員

会のほうとも利用状況等も確認しながら検討させていただければと思います。

- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 私のほうは工事期間中のですね、車両、工事車両のですね、通路についてお尋ねしたいと思います。

今、この敷地と美咲野の西公園の間の所が先般開発があったところなんですけれども、そのときに結構車両通ってですね、近隣の方からちょっと不安の声がありました。今回はそれより大きい、今度はRCの造になりますので、さらに大きな車両が通るんじゃないかなと思うところですけれども、そのための工事車両の通路というのが安全確保できるような形でですね、どこを考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) ご説明いたします。

今考えておりますのは、建設予定地から西のほうを通って、それからT字路にあたりまして右に行くというような経路を考えております。

また、さまざまな不都合等ありましたら、また業者のほうと話し合いを進めながら行っていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) これどの道を選んでも決して安全とは言えないなという感じではありますので、 そこを認識いただいた上で、十分に、安全にやっていただければと思います。 以上です。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 山部良二君。
- O2番(山部良二君) 質疑いたします。

今の関係で交通量がこれから増えてくると思われます。それで先ほども話にありました、美咲野の 西公園なんですけれど、美咲野1丁目の区長のほうから公園からの飛び出しとかがあるということで、 多分土木のほうにも話があっているんですよ、確か。で、その内容は、その公園の入口に段の柵、子 どもがその自転車や徒歩で飛び出さないような柵をつくってくれていう話があっているんですよね。 今度は、その美咲野西団地もできているし、また、ここで人口も増えるし、工事車両等もあるんで、 これぜひやっていただきたいなと、やっぱり子どもの通学とかでよろしくできないかということです けど。

O議 長(桐原則雄君) 議案に対する内容とちょっと意味が違いますので、議案に関連する内容の質 疑をお願いします。ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案第1号関係について質疑いたします。

構造的なものとか、場所の配置、いろんな質疑が出ておりますが、私のほうからは、あの返済計画、この災害公営住宅ということで、普通町営住宅とかと全くその目的が違います。町営住宅の場合は、条例によりますと、低所得者のための快適なる居住空間の提供という大義名分があるわけです。この災害公営住宅というたならば、これは災害に遭われた方々のための住宅であります。ですから、目的が大きく変わってきます。しかしながら、ここで考えなければならないのは、こういったものをつくるときに、国の国庫補助というものがありましても、やはり返済計画、町の返済計画、町が借金するわけですから、そういったものをきちんと立ててやっていかなければならない。おおよそ50年前後ぐらいは使うでしょう。ただ、ざっと計算しましても、27戸をただ単に割りますと、1戸当たりが2千500万円近くなってしまいます。そういったものを50年計算しますと、ただ単に平均とったんですけれども、一月に家賃が4万1、2千円でペイするかなという形になってきます。要するに、きちんとした、こういったこう箱物を建てるときにはですね、返済計画をきちんと公表して、この箱物は目的に沿った使い方を50年することによって皆様方の税金を一時的に借りて建てますけれども、きちんとこの人たちの家賃収入で賄われて、それがうまく世の中が回りますという形にならなければならないと思うんです。ですから、家賃の設定とか、そういったものもひっくるめて返済計画をきちんと公表しなければならないと考えます。この点について、質疑いたします。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) ご説明いたします。

国庫補助について、私のほうから、通常の町営住宅ですと、補助率が2分の1ということになって おります。ただ今回の災害住宅に関しましては、補助率が4分の3ということで有利な補助がありま すので、そちらを使って建築をするということでございます。

また、家賃につきましては、福祉部長のほうから説明いたします。

- **○議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- **○住民福祉部長(藤本聖二君)** 災害公営住宅についてのいわゆる財政計画といいますか、今後の見込 みについてのお尋ねだと思います。

町営住宅については、もちろんおっしゃいましたように、いわゆる低所得者層について生活を確保するということについての目的がございます。あわせまして、災害公営住宅については、災害を受けられた方についての生活を助けていくということで、この2つは確かに違いますけども、大元につきましては、公営住宅法という中でのくくりになっておりますので、基本的な家賃の設定につきましては、通常の町営住宅の規定の中での家賃算定というふうになります。それで、財源につきましては、建設につきましては、先ほど土木部長のほうから申し上げましたけども、あとについては、基本的に起債等を借りながら、そしてまた家賃収入で充てていくということですけども、今後10年間、そのいわゆる家賃の低廉化といいますけども、その差については、10年間国のほうが面倒をみるというような補助金になっておりますので、そういったことで手当てをしていただくというふうに考えております。

#### 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

#### 〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

今、説明を受けた中で疑義が生まれてきます。それはこの災害公営住宅に入られる方は、基本的に 低所得者の方ではない可能性のほうがずっと大きいわけです。しかし被害は受けられている。という ことで、国の姿勢としまして、そういった4分の3の補助があると、これはありがたいことです。 我々も国税払っています。しかしながら、これは国民の多くの皆様方の負担の税を納めた結果であり ますから、これは国の施策の中でOKと思います。しかしながら、ここからなんですよ。民業、民業 圧迫ていうのがちょっとちらつくんですよ。所得はですね、おそらくその災害に遭われた方々が仕事 まで無くしたのか。ではないと思うんですよ。仕事を無くさないで、しかしながら、その家を建て替 えたりとか、そういったまた買うとかいうのまではいかないとか、ちょうど中間といいますかね、そ ういった方々がおられて、そういった方々の所得はある程度高ければ、逆に民業圧迫になりはしない かなということで、公営住宅法の中でと言われましたけれども、そこは非常に心配ですね。しかも今 までの質疑の中では、駐車場までその確保しなさいって、できないのかという話ですから、普通、災 害を受けられて、自力で再建した人も駐車場というのはお金を出してちゃんと借りますよね。ですか ら、そういったところの兼ね合いで、災害を受けたばってん、そけ入ったらよかなって言われるよう なことは避けなければならないと思うんですよ。ですから、そこは非常に微妙に、ここはその妬(そ ね) みと申しますか、そういったものは出ないようにもしなければならない。過敏にならないように しなければならない。

しかしながら、きちんとしたその施しはやはり公的な支援は必要だということで、このバランスは非常に難しいところだろうと思います。ですから、4分の3の補助があったということはですよ、ということは、家賃の設定によっては、実入りが多くなるわけですよね。2分の1のときよりも返済計画はずっと早くなるわけですから、ということは、50年使って、60年使ったということは、国とは別に町に入ってくる、いうならばそういったものが家賃収入が多くなるということは、町としてはありがたいことです。しかし、この使い道というものをきちんとまた決めなければならないんですよね、詳細にいえば。ですから、ここの家賃設定というものは、条例にしたがってやったならばおそらくここに入った人は特だと思うんです。そういった計算が成り立たないかなと思いますけれども、非常に難しいところと思いますけれども、このままいったならば、かなり安い家賃になりやしないかなというふうに考えられますので、この点についてどうお考えか、再度質疑いたします。

#### **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。

**○住民福祉部長(藤本聖二君)** 家賃算定についてのお尋ねだと思います。まずは、今回の熊本地震で被災された方についての生活再建ということがまず最重要課題でありますので、そういった中で、今回の災害公営住宅を整備して、早急に普段の生活に戻っていただくというような目的がございますので、そういったことも含めまして、もちろん家賃につきましては、当然法定上の中での家賃算定になりますので、おっしゃったようなことも含めてですね、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

#### 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

ということはですね、その法律、条例の枠内でやっていくということを前提に考えますれば、ルールといたしまして、この災害公営住宅には新たなルールが必要になってくるのではないかなと。要するに、そういった再建を手助けするという目的ならば、あくまでも家賃は安くなりますけれども、自力で、再度自分で持ち家を建ててください。そこの復活、そこに元に戻るように頑張ってくださいと、おおむね10年がめどですよ、20年がめどでまだ困っている方々とバトンバッチしましょうというようなですね、そういった取り決めがないと、そこにずっと居続け、何年もですね、長く住まれるという形になるというのはですね、法律等その低所得者じゃないんですから、それっておかしくなりはしませんか。それって誤差が出てきて、それこそ法律違反になる可能性だってあるのかなと、そういうふうに思いますけれども、その点について、再度質疑いたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- ○住民福祉部長(藤本聖二君) まず、被災された方について、その生活を守っていくということで先ほど申し上げたところであります。いずれにしても、中にはですね、住宅の再建をしたいんだけれども、なかなかいろんな事情があってできないという方がいらっしゃいますので、そういった方々についての生活の住むところの、いわゆる住の確保をするということは当然公営住宅法上の責務でありますので、そういった中で今困っていらっしゃる方についてはですね、そういった災害公営住宅で救済をしていくというふうに考えております。
- **〇13番(永田和彦君)** なら法的なものの誤差は出てこない。法的なものは。法的にそれしたら低所 得者じゃないでしょうと。
- **〇住民福祉部長(藤本聖二君)** はい。ですんで、家賃の算定につきましては、それぞれ所得層に応じて家賃は違いますので、それについては、災害、いわゆる町営住宅法上の中でやりますので、そういった形での家賃算定をやっているということでございます。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号、(仮称)大津町営後迫団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成31年第1回大津町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

### 午前11時42分 閉会

### 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成31年2月15日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 金田英樹

大津町議会議員 豊瀬和久